

が起り、同年十一月十五日には「ポート・ケンブラ」に於て同港沖仲仕が日本向け積荷を拒絶せる事件を惹起した。前者は、日本鑛業株式會社の子會社たる日南鐵鑛の昭和十一年來出資開発に係る同名の鐵鑛山の鑛石の輸出を、濠洲政府が同七月一日より戦時需要を理由として禁止せる爲めであり、後者は支那事變に對し支那側に同情せる共產系労働者團體の策動に出でたものである。前者は濠洲政府に於て好意的態度を採るべき旨の聲明ありたるに拘らず、其後に於ける日英關係の悪化により其の儘解決を見ず、後者に付ては日本は濠洲銃鐵の唯一の輸出先として其の輸出額昭和一一一二年度に於て總輸出額二十六萬七千噸の中、十九萬四千五百噸の多きに上り濠洲に採りても重要な關係あるものなりしが、結局右積込入夫の罷業問題は濠洲當局の盡力により無事解決を見た。尤も、其後昭和十五年四月十七日英本國下院に於て濠洲が依然として日本に對し屑鐵を輸出し居るに對し非難するの議論起り、其の結果十一月二十七日濠洲政府は英帝國領以外への屑鐵輸出禁止を發表、即日之れを施行した。尤も、例外として既に船舶に積込まれたるもの及埠頭倉庫にあるものは之れが適用を免除した。更に濠洲政府は眞珠貝の日本向輸出を禁止し彼我交渉の題目となりたるが、結局日濠通商關係は昭和十六年十二月八日の日英開戦により全面的破局を見ることゝなつた。

## 第八節 和蘭及蘭領印度との條約交渉

### 第一款 和蘭に於ける貿易情勢及日蘭條約交渉

和蘭は僅に三萬三千軒、人口八百七十萬人（昭和十五年二月調査）に過ぎざる小國なるも、其の擁する植民地中蘭領印度は面積百九十萬四千平方軒、人口六千八百萬に及び外に西印度諸島中「キユラサオ」なる一小島（面積一平方軒、人口十萬千人）は和蘭に屬して居る。和蘭は大植民地を擁する外、航海業と仲繼貿易とを以て經濟的存立の基とす

るが爲め建國以來自由貿易主義を採用し、一八七二年（明治五年）以後は海外植民地との間に特惠關稅すら一切之を廢止し、爾來自國に於ては石炭及鐵を産せざる關係もあり、前記仲繼貿易と農業殊に畜産業並に油脂、纖維等の輕工業に依存して居る。

和蘭は自由貿易主義を採用するが爲め關稅制度は國定單稅制の下に低率なる財政關稅を課するに過ぎなかつた。即ち歐洲大戰後大正十三年十二月改正公布の關稅定率法に於ては一般外國輸入品に對し條約の有無に拘らず低率なる收入關稅を課し、和蘭植民地產貨物に對しても諸外國と全く同一の取扱をして居た。然るに昭和四年世界恐慌後自由貿易主義にては海外方面に對する輸出益々萎縮するに至りしが爲め漸次互惠的保護貿易主義政策に轉換し、海外方面に對する輸出貿易を保護し且つ無條約關係に陥らざらんことを努むるに至つた。即ち昭和八年八月制定の法律第一條に於て（一）和蘭と通商條約の締結なき國にして和蘭產品に對し別國產品よりも不利なる待遇を爲し、又は和蘭國の重大利益に反する待遇を爲したる場合に於ては是等の國より輸入せらるる商品に對しては勅令を以て（イ）輸入禁止制限、（ロ）又は特殊關稅を賦課することを得と規定した。尤も本勅令實施後直ちに同一内容を有する法案を議會に提出すべく、而して同法案にして撤回せらるるか又は議會の協賛を得る能はざる場合には本勅令を撤回すべしと規定した。次いで昭和六年十二月二十四日に至り非常輸入稅法を以て政府に對し必要ある場合には海外よりの輸入品に對し割當制を適用し且つ報復關稅を設け得べき權限を附與することゝなつた。本法律は其の有效期限を三年とし、又政府が本法律の下に輸入割當制を實施するには先づ以て専門委員會に之を諮問するを要し、政府が指定すべき品目に付ては期間を限り、又前二ヶ年以上の平均輸入量を基礎として割當量を定むべきものとした。政府は右權限に基き多數の輸入品に對して割當を實施した。更に昭和八年十月十七日改正非常時輸入稅法制定せられ、同年十二月十六日より實施せられたるが、同法に於ては各國別に特別割當制を實施し得べき權限を附與せらるることゝなつた。

斯く英國と並び自由貿易主義の先驅者と稱せられた和蘭に於ても昭和六年十二月以後之を抛棄するに至りたる主原因如何と云ふに同年九月十八日英國が金本位を離脱したことにある。尤も之より先和蘭國代表等の主張により國際聯盟指導下に昭和五年三月二十四日諸外國間に協議せらるゝに至りたる關稅休戰條約は容易に成立を見るに至らず僅に北歐數ヶ國間に「オスロ」協定の調印を見るに至りたるも、昭和六年九月には上記英國に於て金本位を離脱したのみならず、同年十一月英國は非常輸入税法を制定するに至つた。續いて英國は昭和七年三月一日改正輸入税法を制定し、昭和八年六月には米國議會に於て平價切下げに關する共同決議案が可決せられ、同六月乃至七月開催の倫敦經濟會議は通貨問題を繞りて英米間の抗争により失敗に歸したる爲め和蘭に於ても昭和八年十二月以來其の國是に反し佛國に於ける輸入割當政策等に倣ひ國別輸入制限政策を採用するの止むを得ざるに至り、同九年六月三十日には國際聯盟主宰の下に締結せられた輸出禁止制限撤廢條約より脱退するに至つたのである。尙和蘭は各國に於て競つて關稅引上げ、輸入制限禁止を實施する渦中に立ち和蘭通貨の金本位維持に極力努力せるが、結局昭和十年九月二十五日の「フラン」再切下げに追従し金本位を離脱するに至り、其後同年十一月英米佛間に成立せる爲替平衡資金協定に加入することゝなつた。

和蘭は自由貿易主義を採用せるも其の領土は狹隘にして大國に圍繞せらるゝ結果第一次大戰中中立國たるに拘らず一般歐洲交戰國と等しく甚しく貿易の發展を阻害せられた。即ち大正二年に於ける輸出入貿易額は六十二億「フロリン」に及びたるものが（推定總輸出入額二、四七六百萬米舊金弗、推定純輸出入額二、〇二六百萬米舊金弗即ち世界總貿易額に對する比率五・四％）、大正三―七年平均に於ては三十億「フロリン」に激減し、大戰後の大正八―一二年にも三十九億「フロリン」、大正一三―昭和三年にも四十三億「フロリン」に、又昭和四年に於ても四十七億「フロリン」に回復したに過ぎない。（純輸出入額一、六六三百萬米舊金弗、即ち世界總貿易額に對する比率二・四％）而して其後

は世界不況の爲め更に減少の途を辿り、昭和七年には僅に二十一億「フロリン」、昭和八年には十九億「フロリン」（即ち七億七千八百萬舊米金弗にして世界總貿易額に對し三分二厘二毛に相當す）、昭和九年には十八億「フロリン」、昭和十年には十六億「フロリン」に激減した。之れ同本國に於て金本位を嚴持したる結果に外ならない。依て同國も亦昭和十一年九月二十六日始めて金輸出禁止を實行し、同國通貨は約二割方下落した。之が爲め和蘭國輸出入額は漸くにして上向し、昭和十一年には十八億「フロリン」、昭和十二年には二十七億「フロリン」に回復したが、其後は第二次歐洲大戰を氣構へ再び昭和十三年には二十四億「フロリン」、昭和十四年には二十五億「フロリン」を示すに過ぎない。而して和蘭は第一次世界大戰と同時に其の輸出入額に於て常に多額の入超を示すに至り、右入超額は大正二年に於て僅に二千八百萬「フロリン」に過ぎざりしものが、大戰中の大正三―七年には二億四千三百萬「フロリン」に増加し、更に大戰後の大正八―一二年には十億七百萬「フロリン」に激増し、其後も昭和十年金輸出禁止に至る迄毎年三億乃至七億「フロリン」の輸入超過を繼續した。尤も斯かる多額の輸入超過を以てするも和蘭は海外に於て多額の債權を有するが爲め正貨の海外への流出は必ずしも甚しきもなく、昭和六、七兩年に於ては英米兩國の通貨下落の影響を受け和蘭通貨の安定を見越し通計七億八千六百萬「フロリン」の巨額に上る正貨の輸入超過を見た。然るに昭和八年以後に於ては前記多額の貨物の入超を埋合はさんが爲め正貨は多額の出超に轉じ終に前記の通り昭和十一年には金の輸出禁止を斷行せざるを得ざるに至つたのである。（第五十七表参照）

第五十七表 和蘭貿易額累年比較表

備考 本表は米國商務省統計及國際聯盟統計より作成す。一九一七年乃至一九一八年以外は總輸出入額による。

單位百萬「フロリン」とす。金一「フロリン」舊米金弗〇・四〇二〇に相當す。

年次	輸入	輸出	輸出入差額	正貨輸出入差額	備考
一九一三年	三、〇九三	三、〇六五	入超 二八		
一九一四年—一八年	一、五九八	一、三五五	入超 二四三		
一九一九年—二三年	二、四四八	一、四四一	入超 一、〇〇七		
一九二四年—二八年	二、四九九	一、八二一	入超 六七八		
一九二九年	二、七五二	一、九八九	入超 七六三	出超 二八・三	
一九三〇年	二、四一八	一、七一九	入超 六九九	入超 一九・六	
一九三一年	一、八九二	一、三二二	入超 五八〇	入超 四九三・五	
一九三二年	一、二九九	八四六	入超 四五三	入超 二九二・四	
一九三三年	一、二〇九	七二六	入超 四八三	出超 一六三・四	
一九三四年	一、〇三八	七二二	入超 三二六	入超 一六二・七	
一九三五年	九三六	六七五	入超 二六一	入超 二九一・八	
一九三六年	一、〇一六	七四六	入超 二七〇	入超 六六・一	〔九月二十六日金輸出禁止第六十一表参照〕
一九三七年	一、五五〇	一、一四八	入超 四〇二	入超 七八四・二	
一九三八年	一、四一五	一、〇三九	入超 三七六	出超 一四〇・七	
一九三九年	一、五一七	九六六	入超 五五六		

和蘭に於ては上記自由貿易主義を採用し、植民地との貿易に付ては何等の特惠を行はず漸く昭和八年以後輸入許可の實施により植民地生産物に對し優遇を爲すに至りしに過ぎざるに付其の貿易對手國は獨逸、英國、佛蘭西、白耳義等の近接國との仲繼貿易を主として居る。從て蘭領印度は大正二年に於て和蘭の輸入總額に於て一割三分を示したるものが、昭和四年に於て一割に減少し、更に昭和七年には僅に四分六厘に減少し、漸く昭和十二年に於て前記國別輸入許可の實施の結果八分一厘に回復したるに過ぎない。蘭領印度への輸出に付ても大正二年に於て和蘭輸出總額

中僅に五分なりしものが、昭和四年には八分八厘、昭和七年には五分六厘、又昭和十二年には八分二厘を占むるに至りたるに過ぎない。尙注意すべきは和蘭は獨逸及英國に對しては常に多額の輸出超過あるに對し蘭印、米國、アルゼンチン、印度、瑞典等に對しては常に多額の輸入超過となり居る點である。(第五十八表参照)

第五十八表 和蘭國別貿易推移表

備考

- 一 米國商務省統計及國際聯盟統計より作成、單位は百萬米弗とす。
- 二 日本及一九三七年に於ける輸出入額二千萬弗以上の主要國を掲ぐ。

第一 輸入額

國	一九一三年	一九二九年	一九三二年	一九三七年
蘭印	(一三・〇%)	(一〇・二%)	(四・六%)	(八・一%)
日本	(〇・一%)	七・九	三・六	六・〇
獨逸	(二九・一%)	三三八・五	(三〇・八%)	(一一・〇%)
英國	(八・七%)	(九・四%)	(九・一%)	(八・三%)
白耳義及ルクサンブルグ	(九・〇%)	一一四・五	(一〇・四%)	九八・九
米國	(一一・三%)	一九九・四	(六・六%)	(八・八%)
佛國	(〇・八%)	四五・五	(四・二%)	(三・九%)
アルゼンチン	(三・二%)	七一・四	三九・七	五七・四

輸出額	1929年	1933年	1937年
印度	21.8	6.8	18.9
ポロランド	9.7	6.3	13.7
瑞西	11.8	5.2	9.2
ソ聯	16.3	14.6	22.3
チエツク	10.9	6.5	16.8
瑞典	17.7	6.5	15.3
計	124.4	52.4	85.3
第二輸出額			
蘭印	19.3	19.3	19.3
日本	5.0	1.8	5.1
獨逸	47.9	7.1	9.6
英	21.3	2.4	5.4
白耳義及ルクサンブルク	11.0	1.9	2.4
米	4.3	1.1	1.3
佛	1.0	0.9	1.3
アルゼンチン	0.3	0.3	0.5

輸出額	1929年	1933年	1937年
印度	13.2	4.0	6.5
ポロランド	6.3	2.7	10.5
瑞西	10.7	8.0	13.5
ソ聯	1.7	1.9	2.2
チエツク	7.5	4.4	8.0
瑞典	12.6	5.7	17.7
計	78.9	33.6	63.2

和蘭は自由貿易主義を採用し本邦産品に對する待遇寛大なりしも、其の領土狹隘なるのみならず其の國內に於て本邦の必要とする鐵鋼、機械類等を産出せず、又本邦の特産たる生糸等の原料を必要とする産業存在せず、本邦より和蘭への重要輸出品は木材、油脂原料及諸雜貨に過ぎざりしが故に日蘭間の貿易は進展の程度比較的緩慢であつた。然るに歐洲大戰後殊に本邦に於ける圓下落以後に於ては魚類罐詰、人絹織物、自轉車部分品、玩具等の輸出俄に増進し、其の結果昭和五年以來多額の輸出超過となるに至つた。尤も本邦産綿織物に對しては和蘭に於て嚴格なる輸入制限を實行するに至りし爲め輸出額は二、三十萬圓以上に上らなかつた。日蘭貿易の推移を示せば左の如くである。(第五十九表参照)

第五十九表 日蘭貿易異年比較表

備考 本表は本邦貿易年表より作成す。

單位は千圓とす。

重要品は年額三十萬圓以上のものを掲ぐ。

年次	輸出額	輸出重要品額	輸入額	輸入重要品額
大正二年	66.9		81.0	



昭和八年三月二十七日日本邦に於て滿洲問題を契機として國際聯盟より脱退せる結果上記日蘭仲裁條約により司法的解決を求むることは困難となつた。蓋し國際聯盟より脱退せる日本が國際司法裁判所の判決に法律問題の解釋を委託することの不合理なるを感ずるに至つたからである。依て上記滿五ヶ年の條約終了期に際し兩國間に右國際司法裁判所に代るべき法律問題の解釋を附托すべき機關に付協議を重ねたるも適當なる解決を見ざりしに付昭和十五年二月十日本邦政府より同條約に對し廢棄の通告を爲し、同條約は同年八月十二日を以て失效するに至つた。

之より先昭和十四年九月三日獨、英佛間に「ポーランド」問題を契機として戰爭勃發し、獨逸軍は昭和十五年五月十五日和蘭に侵入、之を占領するに至つた。而して日本は日獨伊三國同盟の一員たる關係上、日本和蘭間の政治、通商關係は自然安定を缺くに至つたが、昭和十六年二月十五日蘭印は本邦向一切の軍需物資に對し嚴重なる輸出許可制を實施するに至つた。越えて同年七月二十三日蘭印「フアンモク」經濟長官は松岡外相の「大東亞共榮圈」に關する演説に對し抗議を申込む等の事件を生じ、更に同年七月二十八日日本軍の南部佛印進駐に關連し蘭印は英米と同調して対日資金凍結を行ひ、終に昭和十六年十二月八日日、米英開戦とともに和蘭は日本に對して戰爭状態の存在を宣言するに至つた。

## 第二款 蘭領印度に於ける政治的沿革、貿易制度及一般貿易情勢

### 第一 蘭領印度に於ける政治的沿革概要

一二九二年（正應五年）元の世宗時代瓜哇も元の侵略を蒙つたが、當時瓜哇は「ヒンヅ」教を信ずる「マジヤパイト」王朝時代であつた。同王朝は其後西方印度を経て流布し來れる「マホメット」教の勢力に押され、一四七八年（應仁十年）マホメット教を信ずる諸侯の爲めに破られ、一五一八年（永正十五年）同朝の最終王たる「ブラブ・ウダラ」は回教徒たる「バジャジャラン」王朝の爲め全滅せしめられた。之より先「ヴァスコ・ダ・ガマ」は阿弗利加

の南端を迂迴する印度航路を發見したが、一四九八年（明應七年）には印度に達し、早くも一五一一年（永正八年）には「マラッカ」を占領した。「マラッカ」は當時瓜哇の勢力下に在りたるが、葡國人は翌一五二二年瓜哇軍を撃破し勢力を同方面に及ぼすに至つた。之と拮抗せる西班牙の遠征隊たる「マゼラン」は南亞米利加の南端を經由し、太平洋を越え比律賓に達した。當時瓜哇には葡萄牙人の外支那、印度、ペルシア、日本等の各國の商人も貿易の爲め來往し、其の沿岸諸都市は「マジヤパイト」王國の衰頽に乗じて獨立し、又相互の間に聯盟を結んで中央權力と抗爭して居た。其後東洋方面の貿易に注目せる和蘭人は葡萄牙及西班牙に遅れて此の方面に進出し來れるが、前記「マラッカ」を占據せる葡萄牙人が「マラッカ」海峡の通過を妨げたるにより止むなく「スマトラ」を廻航して「スンダ」海峡を經由し、同海峡に沿へる「バンタン」を占領し上記バジャジャラン王朝も亦和蘭遠征隊の爲めに亡ぼされるに至つた。即ち和蘭は瓜哇の各諸侯が分立抗爭せるに乗じ一五九五年（文祿四年）四隻より成る一船隊を東方に送り、翌一五九六年には既に「バンタム」に現はれ、四ヶ所に蘭人居留地を建設したが、一六〇二年（慶長七年）是等蘭人の諸商社は聯合して東印度會社を設立し、資本金として六百五十萬「グルデン」（フロリン）の株式を發行するに至つた。和蘭政府は國策上同會社を保護して幾多の特典を與へ、二十一ヶ年間の貿易獨占權を與へ、且つ同會社に對し政府の名に於て東方の王公と條約を締結し、要塞を構築し、總督其の他の官吏を任命し、且つ自用の軍隊を備ふる特權を附與した。斯くて一度「バンタム」に足場を築いた和蘭東印度會社は當時同方面一帯に互り勢力を占め來れる葡萄牙人及英吉利人と武力を以て抗爭した。一六一〇年（慶長十五年）には一應「バンタム」より「ジャガトラ」に退却したが、「ジャガトラ」に於ては堅固なる要塞を造り、又土侯と條約を結んで種々の特權を握り、一六二一年（元和七年）には「ジャガトラ」を「バタヴィア」と改名するに至つた。「バタヴィア」の人口は當初二千に過ぎざりしが、設立後五ヶ年間に早くも英國人其の他の外國人を加へて六千五百に達したと稱せられる。其後「バンタム」王國の關係も一六

四五年（正保二年）以來漸次和蘭人に有利に緩和せられ、一六五九年（萬治二年）には之と條約を結び再び「パンタム」に商館を開くに至つた。

斯くして和蘭人は十六世紀末に「パンタム」上陸以來一世紀の中には既に全瓜哇島の一六%を占據するに至り、次の十八世紀中には其の四三%の地を奪ひ、十九世紀に於ては僅に七%を土侯に残す外全島を其の手に收むるに至つた。尤も此の間一七八〇—八四年（安永九年乃至天明四年）には英蘭間に戦争あり、和蘭東印度會社は財政頗る紊亂せるところへ英蘭戦争の結果通商航海上大打撃を蒙り、一七九八年（寛政十年）に至り同會社は解散し、政府は同會社に對する特權を取上ぐるに至つた。爾來和蘭は「バタヴィア」共和國を設立せしめ、同共和國は憲法により和蘭東印度會社の有する領土及財産の全部を繼承することゝなつた。而して右「バタヴィア」新共和國總督「ファン・オーファーストラーテン」は中立國旗を掲げ本國に於ける戦争とは獨立して英國との平和を維持することに努めた。一八一〇年（文化七年）「ナポレオン」の和蘭併合によつて瓜哇も一時佛蘭西の主權下に立ちたるに因り翌一年には英領印度軍來襲して瓜哇を略取し、「ラツフルズ」總督代理となつた。然るに間もなく一八一四年（文化十一年）には瓜哇諸島を英國の手より和蘭に復歸するの條約英蘭間に締結せられ、更に一八二四年（文政七年）には英蘭間に東印度に關する領土及通商に關する條約締結せられ、同條約により英國は瓜哇の外「スマトラ」をも放棄するに至つた。其後一八四〇年（天保十一年）一八二四年の英蘭協定を無視し英國は「ボルネオ」の北部を略取したるも、他の東印度諸島は全部和蘭の爲めに確保せらるゝことゝなつた。

和蘭は一八四八年（嘉永元年）憲法改正により爾來從來國王獨裁下にあつた東印度統治に關する事項は和蘭議會の協賛を必要とすることゝなつた。一八五〇年（嘉永三年）には蘭領印度諸島間に交通の便を開く爲め蘭領東印度汽船會社に保護金を與へ、航路を各島間に開始せしめた。一八六〇年（萬延元年）には奴隸制度を廢止し、一八七〇年（明治三年）には砂糖に關する強制栽培法を廢止し、新たに「ネザラント」汽船會社本國に於て設立せられ、英領濠洲電信會社に瓜哇を起點として新嘉波及濠洲に通ずる海底電線の布設を許可し、一九七七年（明治十年）には東印度諸島に本國同様の金本位制を布き、翌一八七八年には瓜哇の財政は始めて本國の國庫の補助より獨立し、一九〇五年（明治三十八年）には蘭領印度内一切の土侯は和蘭の主權を認むるに至つた。然るに第一次歐洲大戰後漸く土民の間に獨立を欲する傾向を生じたるに對抗せんが爲め一九一八年（大正七年）國民參議院第一回會議を「バタヴィア」に開催し、一九二五年（大正十四年）には蘭領印度立法行政法を制定公布し、今次大平洋戦争を迎ふることゝなつた。

## 第二 蘭領印度に於ける貿易制度

蘭領印度は面積百九十萬四千平方料にして其の廣袤は略々滿洲國（百三十萬三千平方料）及全日本（六十八萬平方料）を合算したるものに相當するも、其の人口は明治三十七年調査に於て六〇、七二七千人、又昭和十四年十二月調査に於て六八、四〇〇千人に過ぎずして全日本に於ける總人口九八、九三四千人に遙に及ばず、滿洲國の全人口六九、二五四千人に伯仲するに過ぎない。従て一平方料に對する人口は僅に三五・九人に過ぎざるも其の住民は瓜哇に集中するが爲め瓜哇に於ける一平方料内に於ける人口は三二・三人の多きに及び、之を日本内地に於ける一平方料當り一九一人に比較し遙に多いのである。之に反し瓜哇以外の蘭領印度を構成する「スマトラ」、「ボルネオ」、「セレベス」、「モロカイ」、「ニューギニア」等は未だ殆ど開拓に着手せざる地域たる點に於て世界に類例なきところである。尙蘭領印度に於ては外國人の待遇を歐羅巴人と亞細亞人との間に區別をなし居るところ明治四十五年七月六日調印の日蘭通商航海條約に於て日本人と一切の他の外國人との間の差別待遇を禁止し居るに鑑み日本人を歐羅巴人中に含め他の亞細亞人と全然異なる待遇を爲して居る。而して昭和五年調査による蘭印の總人口六〇、七二七千人の内所謂歐洲人二四〇千人（内和蘭人二〇八、二六九人、日本人七、一九五人、獨逸人六、八六七人、英吉利人二、四一四人）、土人五、九一

八千人（内歐羅巴人の待遇を受くるもの八、九四八人）、支那人一、二三三千人、其の他の亞細亞人一、一六千人である。

蘭領印度に對し和蘭は如何なる關稅政策を採用したるか云ふに之を歴史的に見て四期に區別することを得る。（一）東印度會社經營の收入關稅時代、（二）十九世紀初期に於ける和蘭產品保護時代、（三）十九世紀中葉より昭和四年世界恐慌期迄の自由貿易主義時代、及（四）昭和四年恐慌以後に於ける輸入品防遏政策採用時代である。

第一東印度會社經營時代に於て和蘭東印度會社は一六〇二年以來和蘭政府より通商獨占權を特許せられし外、蘭印に於ける行政權迄委任せられしが、十八世紀末に至り財政紊亂の爲め解散を命ぜられ、蘭領印度は和蘭政府により直接支配せらるゝところとなつた。右約二百年に亙る東印度會社時代に於て同會社は主として財政收入を得る目的を以て關稅を課した。輸入關稅率は原則として從價五分を課し、若干品目に付ては從價五分を基準とする從量税を課した。尤も煙草、砂糖、錫等に對しては領内に於ける同一産業保護の趣旨を以て從價一割乃至二割の輸入税率を課した。更に若干の產品に對しては收入の目的を以て從價五分乃至一割の輸出税を課したが、後に至り之を廢止した。第二和蘭產品保護時代に於ては所謂重商主義時代に屬する世界一般情勢に従ひ蘭印に於ても和蘭本國產品を優遇する趣旨を以て和蘭產品の輸入に對し特に低率の輸入税を課するの方針を採用し終に食料品を除く殆ど全部の和蘭產品に對し免稅の特典を與へ、之に反し外國產品に對しては漸次輸入税率を增高し、特に織物に對しては從價二割五分の重税を課した。輸出税に付其の輸出先の和蘭たるを然らざるとにより差別的從價税を課することとした。第三自由貿易主義時代に於ては一八六〇年以來歐羅巴を風靡するに至りたる同主義に従ひ蘭領印度に於ても和蘭本國に於けると等しく完全なる自由貿易主義を採用するに至つた。即ち一八七二年（明治五年）十一月十一日の蘭領印度に於ける輸出、輸入並に通商貿易に關する法律に於ては從來和蘭本國產品及和蘭向蘭印產物に對し附與したる一切の特恵を廢止した。關稅

率は一八八六年（明治十九年）以來屢々改正せられたるも其の税率は大體に於て低いものであつた。歐洲大戰後の一九二一年（大正十年）には國庫の増收を目的として特定物品に對する關稅改正を行ひたるも尙高率と云ふべからず。其後改正を見たる一九二四年（大正十三年）八月十八日の勅令による關稅定率法に於ても大多數の輸入品に對し從價一割二分を課し、其の他の物品に對しては從價一割又は之を基礎とする從量税を課するに過ぎなかつた。即ち本時代に於ても和蘭本國と蘭印間の通商貿易に對し何等の特恵を設けざりしものである。蓋し右の如く本國產物に對し何等の特恵關稅を制定せざることは英蘭間條約規定にも關係を有するものにして重商主義時代の一八二四年（文政七年）倫敦調印の英蘭通商條約によれば英國產品は蘭領印度に輸入せらるゝに當り和蘭品に課せらるゝ税の二倍以上を課せらるゝことなく、且つ和蘭品が無税なる場合は英國產品に對しては六%以下なるべきことを規定したが、自由貿易主義時代の一八七二年締結の所謂「スマトラ」條約に於ては同島の一定區域に輸入せらるゝ英國品に對しては同種の和蘭品に對すると異なる關稅を課することを得ざることを規定した。兩條約は今日も尙效力を有するに付兩條約により英國の受くる利益は和蘭との間に最惠國條約を有する日本等も均霑し得るところである。尙蘭領印度關稅定率法第一條によれば蘭領印度よりの輸出品たる「コブラ」、皮革、椰子油、胡椒、煙草、錫、燕の巢の七品に對し從價一割の輸出税を課することとして居る。第四輸入防遏政策採用時代即ち昭和四年の世界經濟恐慌以後は蘭領印度に於ても種々輸入防遏、産業保護及本國產品優遇の政策を採用するに至つた。而して右外國產品の輸入防遏方策は一般關稅率の引上げ及特定商品に對する輸入割當或は輸入の禁止制限によつた。即ち先づ昭和五年收入増加の目的を以て輸入税に對し一率附加税を設け、右附加税は最初輸入税の一割なりしものが、其後之を五割に増加した。次いで昭和八年九月十五日蘭印政府は糖價下落等に基づく國庫收入の缺陷を充當する目的を以て一般關稅改正法案を蘭印參議會に提出し、之を昭和九年一月より實施した。右改正に於ては關稅定率表の品目を増加し且つ從來從價六分、一割、一割二分に分類せら

れたるものに對し(イ)奢侈品従價二割、(ロ)同原料品従價一割二分、(ハ)他の若干消費用品従價一割二分に引上げたるものなるが本邦産品中(イ)絹及人絹織物、絹絲、メリヤス肌着、靴下、ワイシャツ、瑠璃鐵器、化粧品、窓硝子及コップ、自動車部分品等は従價二割に、(ロ)綿絲、晒及未晒絲、染綿布等は従價一割二分に引上げらるゝことゝなつた。又一九三三年九月六日實施の「非常時輸入制限令」を以て政府に對し必要な場合商品別に一定量又は一定價額以上の輸入を政府令を以て禁止し得る權限を賦課した。其の目的とするところは爲替下落國殊に日本よりの輸入品が蘭領印度一部の産業を危殆に陥らしむるに至りたるが爲め之を防遏するに在りとし、之が爲めに日蘭間の困難なる通商交渉を惹起するに至りしことは後に述ぶるところである。更に昭和十一年五月二十二日付を以て蘭領東印度通商報復法を公布し、之を二十三日より實施したが、同法第一條に於て蘭領印度と通商條約を有せざる外國及蘭領印度産品に對し第三國より不利なる待遇を爲す國の産品に對しては輸入禁止又は特別輸入税賦課の報復手段を採り得ることゝした。

第三 蘭領印度に於ける一般貿易情勢

蘭領印度に於ては其の地域の廣大なると、自由貿易主義を採用せるが爲め、又第一次歐洲大戰中本國に於ける如く戰爭の爲め貿易上の障害を受くること比較的少なりしを以て大正二年に於ける輸出入貿易額は四億五千六百萬舊米金弗(十億五千ギルダー)なりしものが、昭和四年に於ては一躍十億二千七百萬舊米金弗(二十五億千八百萬ギルダー)となり、世界總貿易額に對する比率も前者が一分二厘なりしに對し、後者は一分五厘二毛に増加した。然るに昭和八年世界恐慌期に於ては右輸出入總額は三億二千五百萬舊米金弗(七億八千四百萬ギルダー)に激減したが、其の世界總貿易額に對する比率も亦一分二厘六毛に下降した。蓋し昭和四年世界恐慌後に於て和蘭及蘭領印度は金本位を固守せる結果其の國內通貨により表示せらるゝ貿易額は激減し空前の不景氣を味ひたるのみならず其の占むる貿易比率も減少を見るに至り終に昭和十一年に至り同様金本位を拋棄せざるを得ざりし次第である。而して昭和十二年以後

に於ては右通貨下落に至り就中其の輸出貿易は甚しく回復を見るに至りたるも、其の輸入貿易に於ては依然壓迫を蒙り居ることは次表の示す通りである。

第六十表 蘭領印度の世界貿易上の比率異年比較表

備考

一 本統計は國際聯盟統計より作成し、單位は米舊金弗百萬弗とす。括弧内は世界總額に對する比率とす。

二 一九三七年以降に於ける比率は西班牙を包含せざる世界貿易額より算出す。

年	輸 入	輸 出	合 計
一九一三年	一八六〇〇(九五%)	二七〇〇(一四七%)	四五六〇(二二〇%)
一九二九年	四四五・五(二七%)	五八一・五(二七八%)	一、〇二七〇(二五二%)
一九三二年	一四八・三(一〇六%)	二二七・六(一六九%)	三六五・九(一三六%)
一九三三年	一三三・七(一〇七%)	一九〇・九(一六二%)	三二四・六(一二六%)
一九三七年	一六二・八(一〇〇%)	三一一・二(二〇三%)	四七四〇(一五二%)
一九三八年	一五八・二(一一%)	二五・一(一六一%)	三七三・三(一三五%)
一九三九年	一四八・六	二三四・六	三八三・二

再び蘭印貿易を國內通貨の上より觀察するに大正二年に於て蘭領印度への輸入總額四億三千七百萬「ギルダー」なりしものが、昭和四年に於ては十億七千二百萬「ギルダー」に増進したが、爾後は世界恐慌の影響を受け漸減の一路を辿り、昭和八年には三億千八百萬「ギルダー」に激減し、更に昭和十年には二億八千七百萬「ギルダー」即ち昭和四年に比し約四分の一となつた。其後通貨下落後は漸次回復し、昭和十一年には二億八千七百萬ギルダー、昭和十二年には四億九千八百萬「ギルダー」となつた。同様蘭印よりの輸出總額は大正二年に於て六億一千四百萬「ギルダー」

ものが、昭和四年に十四億四千六百萬「ギルダー」に躍進したりしも、其後世界経済恐慌の爲め漸減遂に昭和十年には四億四千四百萬「ギルダー」に激減し、「ギルダー」貨幣下落後の昭和十二年には九億五千萬「ギルダー」に回復した。

蘭領印度は濠洲及印度に於ける如く植民地貿易の常態として毎年多額の輸出超過を爲して居る。即ち右超過額は大正二年に於て一億七千七百萬「ギルダー」なりしものが、第一次歐洲大戰と共に更に増加し、明治四十四年乃至大正四年には二億千七百萬ギルダー、大正五年乃至昭和三年には毎年七億六千萬乃至七億九千萬「ギルダー」の巨額に上つた。昭和四年以後に於ては世界経済不況の爲め漸次輸出超過額は減少し約歐洲大戰前の状態に回復せるも、昭和十年には通貨下落の結果に基く輸出増進の爲め右輸出超過額は四億五千二百萬「ギルダー」の多きに及んだ。蓋し蘭印に於て毎年右の如く多額の輸出超過を見ることは過去に於ける和蘭本國の蘭領印度に對する投資に對する利子の決済及蘭領印度統治の爲め同地に駐在する蘭印官吏及軍隊に對する支拂給與の爲め物資の形式により之が支拂を決済するの必要あるが爲めであり、殊に大戰と共に和蘭等の蘭印に對する投資は減少し却て舊投資回復に熱心なるに至りしが爲めに一層蘭印に於ける輸出超過の増進を餘儀なくせられたるものである。而して斯かる蘭印産貨物の輸出超過充分ならざるときは勢ひ正貨の流出を見るの外なく、又正貨の流出は勢ひ「ギルダー」貨幣の暴落とならざるを得ないのであるから常に輸出超過の情勢に在りし蘭印に於ても本國に於ける貿易の悪化に伴ひ終に昭和十一年に至り金本位を維持するを得ざるに至りしものである。

第六十一表 蘭領印度貿易額累年比較表

備考 單位百萬「ギルダー」とし、一九三七年迄は米國商務省統計より、又一九三八年、一九三九年は外務省報告により作成し、輸出入額中には金銀を包含せず。一「ギルダー」平價は金圓〇・八〇六

年次	輸 入	輸 出	差 額	正貨輸出入差額	備 考
一九一三年	四三七	六一四	出超一七七		
一九一一年—一五年	三八六	六〇三	二二七		
一九一六年—二〇年	六三〇	一、三三四	七六四		
一九一九年—二三年	八二七	一、六一二	七八五		
一九二四年—二八年	八四〇	一、六一八	七七八		
一九二九年	一、〇七二	一、四四六	三七四	入超	百萬ギルダー
一九三〇年	八五五	一、一六〇	三〇五	〃	二・八
一九三一年	五七二	七四九	一七七	出超三一・四	
一九三二年	三八四	五四三	一五九	〃	四・三
一九三三年	三一八	四六六	一四八	〃	二・二
一九三四年	二八六	四八六	二〇〇	〃	三七・一
一九三五年	二七四	四四四	一七〇	〃	一二・三
一九三六年	二八七	五三七	二五一	入超一八・七	九月二十六日金輸出禁止 平價下落率 九四・六%
一九三七年	四九八	九五〇	四五二	〃	五・〇
一九三八年	四七七	六五三	一七六	出超 三七	同上 八〇・八%
一九三九年	四七〇	七四〇	二七〇	同上	同上 七八・四%

蘭領印度が本國に對し特惠を設くるに至りたるは昭和八年非常輸入禁止制限令施行以後なるが爲め和蘭の蘭領印度に對して有する貿易上の比率は大なりと云ふを得ない。而も其の比率は第一次歐洲大戰後激減して居る。即ち蘭印への輸入に付て見れば大正二年に於て三三・三%を占めたりしものが、昭和四年には一九・七%に下降し、更に昭和七

年恐慌期に於ては一五・八%に激減し、漸く昭和八年の非常輸入制限令實施の結果昭和十二年には一九・一%、昭和十四年には二六・七%に回復したに過ぎない。之に反し蘭印への日本よりの輸入は大正二年に於て僅に一・六%なりしものが、昭和四年には一〇・六%に増進、更に昭和七年には二一・三%に、又非常輸入制限令實施後の昭和十二年に於ても二五・四%に、昭和十四年に二二・八%を示し蘭本國と相拮抗するに至つた。米國よりの輸入も亦其の進展振り日本と等しく自覺ましく大正二年に於て二・一%なりしものが、昭和四年には一二・〇%に増進した。其後世界恐慌期の昭和七年には蘭印に於ける米國品に對する關稅の引上げ等の爲め一旦六・七%に減少したるが、昭和十二年には一〇・二%、昭和十四年には一七・一%に回復した。之に反し英國は大正二年に於て一七・五%のものが、大戰後の昭和四年には一〇・八%に減少し、更に世界恐慌後の昭和七年には九・六%、昭和十二年には八・三%に減少を續けて居る。獨逸は大正二年に於て六・六%なりしものが、一旦昭和四年一〇・七%に増進したりしも、世界恐慌期の昭和七年には七・七%、又昭和十二年には八・五%に減少し、更に昭和十四年には第二次歐洲大戰を氣構へ僅に二・一%となつた。蘭領印度よりの輸出に付ても略々輸入の場合と同様の變轉を示し、和蘭本國に對する輸出は大正二年に於て二八・〇%なりしものが、昭和四年には一六・〇%に激減し、世界恐慌期の昭和七年には一九・一%、昭和十二年には二〇・一%に幾分増加したが、右は本國との貿易關係優遇政策を採用したる結果に外ならない。尤も昭和十四年には一四・三%に減少したのは之亦第二次歐洲大戰の影響と言はざるを得ない。日本への輸出は日本よりの輸入と異り其の發展甚だ遅緩にして大正二年に於て五・八%なりしものが、昭和四年には三・三%に、昭和七年には四・四%に減少した。右は臺灣に於ける製糖業發達の結果瓜哇糖の輸入激減せるが爲めである。日蘭會商後の昭和十二年に於ても四・五%に止り、昭和十四年には蘭印に於て本邦向原料輸出品の制限の爲め更に三・四%に減少した。之に反し蘭印より米國への輸出は目覺ましく、大正二年に二・二%なりしものが、昭和四年には一一・五%に激増し、世

界恐慌期の昭和七年には一二・一%、昭和十二年には一八・七%、昭和十四年には二〇・二%を占め終に和蘭本國に代り蘭印貨物の最主要輸出先となつた。是れ米國に於て歐洲大戰及太平洋戰爭を氣構へ護謨等の大買付けを爲したる結果と言はざるを得ない。次に蘭印より馬來(新嘉波)に對する輸出比率は大正二年二一・〇%なりしものが、昭和四年に二二・九%に幾分増進し、其後世界恐慌期の昭和七年には一八・三%を示し幾分減少せるも、昭和十二年には二〇・七%、昭和十四年に一九・五%を示し依然として第二位を占めて居る。同様英本國への輸出も亦大正二年に於て三・九%なりしものが、昭和四年には八・八%に、昭和七年には八・九%に増進し、其後幾分減少せるも尙昭和十二年には五・三%、昭和十四年には四・六%を示し大戰前以上の比率を示して居る。以て太平洋戰爭開始前蘭印が其の貿易關係に付如何に米英に依存し居たかを知るに足る。之に反し獨逸への輸出は大戰前の大正二年には二・六%のものが、昭和四年には二・六%に、又昭和十二年には二・九%と幾分増進したりしも、昭和十四年には第二次歐洲大戰の影響を受け一・九%に減少した。

第六十二表 蘭領印度貿易先別推移表

備考

- 一 單位は百萬米金舊弗とし、米國商務省統計及一九四〇年版蘭印政府統計表より作成す。
- 二 日本の内には臺灣を包含し、朝鮮を包含せず。
- 三 一九三九年統計に於て「グルデン」は〇・三一五米舊金弗として換算す。

第一輸入額

國 別	一九一三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三九年
和 蘭	六一九	八六・〇	一三・四	三〇・五	三一・三
	(三三・三%)	(一九・七%)	(二五・八%)	(一九・二%)	(二六・七%)

日 本 來	馬 來	米 國	英 國	獨 逸	合 計	第二輸出額			
						一九二三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年
(一・六%)	(二・〇六%)	(四六・二%)	(三・一五%)	(二・三三%)	(二・五五%)	(二・〇六%)	(二・二六%)	(二・五五%)	(二・六八%)
(三・三三%)	(一・八%)	(五二・五%)	(二・一六%)	(二・一五%)	(二・一六%)	(二・〇六%)	(二・一六%)	(二・一六%)	(二・一六%)
(二・八〇%)	(二・一八%)	(五二・五%)	(二・一六%)	(二・一五%)	(二・一六%)	(二・〇六%)	(二・一六%)	(二・一六%)	(二・一六%)
(三・三三%)	(二・一八%)	(五二・五%)	(二・一六%)	(二・一五%)	(二・一六%)	(二・〇六%)	(二・一六%)	(二・一六%)	(二・一六%)
(二・七五%)	(二・〇八%)	(四七・一%)	(九・六%)	(九・六%)	(八・三三%)	(八・三三%)	(八・三三%)	(八・三三%)	(八・三三%)
(一・二三%)	(四・六七%)	(七・七%)	(七・七%)	(七・七%)	(八・五五%)	(八・五五%)	(八・五五%)	(八・五五%)	(八・五五%)
(六・六%)	(二・〇七%)	(四三・七%)	(一四・八%)	(一四・八%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)
(一八・六%)	(四三・七%)	(一四・八%)	(一四・八%)	(一四・八%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)	(一六・二%)

日 本	馬 來	米 國	英 國	獨 逸	合 計	第二輸出額			
						一九二三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年
(二・八〇%)	(二・六〇%)	(二・九二%)	(二・九一%)						
(五・八七%)	(三・三三%)	(四・五五%)							
(五・八七%)	(三・三三%)	(四・五五%)							
(二・〇〇%)	(二・三二%)	(二・八三%)							
(二・二二%)	(二・一五%)	(二・一四%)							
(三・九〇%)	(八・八%)	(八・九四%)							
(一・〇五%)	(五・一三%)	(八・九四%)							
(六・二%)	(二・三三%)	(四・五五%)							
(二・三三%)	(二・六%)	(二・〇六%)							
(二・七〇%)	(五・八〇%)	(二・七六%)							

次に昭和四年世界的恐慌發生以後に於て主要蘭印輸出入貨物の之が爲め受けたる影響を概観するに蘭領印度に於ける農産物の生産高は概して昭和五年を起點として減少し始め、就中砂糖の生産高は世界不況の影響を蒙ること最も甚しく、其後僅々五ヶ年の間に殆ど五分の一に減少した。即ち第一次歐洲大戰前の明治四十二年乃至大正二年の五ヶ年平均産出額に於て百五十一萬三千瓩に上り玖瑪及印度に次ぎ第三位を占め、其の輸出額に於ては百四十一萬瓩の多きに上り、玖瑪の百九十九萬二千瓩に次ぎ第二位を占めた。又大戦後の大正十四年乃至昭和四年の五ヶ年平均に於ても其の産額三百二十三萬八千瓩にして玖瑪の五百七十七萬五千瓩に對し第二位を占め、其の輸出額は二百六十八萬千瓩にして玖瑪の五百五十四萬四千瓩に對し之亦第二位を占めた。世界恐慌後の昭和七年に於ても其の産出額は玖瑪の二百九十一萬五千瓩に對し二百八十二萬千瓩、其の輸出額は玖瑪の二百八十九萬瓩に對し百六十六萬八千瓩を占むることとなつた。殊に昭和七年の輸出數量は昭和四年に比し其の六割一分に相當するも價額に於ては昭和四年に於て一億二千三百萬舊米金弗なりしものが、昭和七年には僅に三千九百萬舊米金弗、即ち四分の一に過ぎざることとなつた。其後右不利なる狀況は激化し昭和九年度に於ては其の産額は五十一萬瓩に激減し、印度(三百十三萬瓩)、玖瑪(二百四十六萬瓩)、ブラジル(百十五萬五千瓩)、臺灣(九十六萬六千瓩)、布哇(八十三萬七千瓩)、ポトリコ(六十六萬三千瓩)、「オーストラリア」(六十一萬二千瓩)に次ぎ第九位に轉落した。蓋し世界不況の結果各國に於て自給自足主義を採用し何れも輸入砂糖に對し高關稅を課するに至りたることは蘭領印度糖業の如き殆ど全部外國の需要に依存したるものに對し特に大打撃を與へたるものである。之が爲め瓜哇に於ける甘蔗作付面積も昭和五年度に於て二十一萬「ヘクタール」なりしものが、昭和九年度には其の五分の一の四萬「ヘクタール」に激減した。斯くの如き世界不況による輸出激減に對する措置として蘭印政府は産糖制限の目的を以て昭和五年獨、チエツコ、ハンガリー、ポーランド、白耳義、玖瑪及瓜哇の諸産糖國間に成立せる所謂「チャドボーン」國際協定に加盟したが、尙昭和八年當時二百

五十萬噸に達せる滞貨を見るに至りしが爲め之が處分の必要上昭和八年一月「ニフアス」(Nivas)なる砂糖の産出及輸出調節に關する平衡機關を組織し、同機關の手により極度の生産制限を實施することゝなつたのである。然るに世界市場に於ける糖價は國際協定非加入國の増産の結果依然低落を止めず、而も印度、日本等に對する輸出の激減により蘭印に於ける經濟不況は一層深刻になつたにより蘭印政府は更に昭和十年九月砂糖の生産及販賣調節に關する調査委員會を設定し、右委員會の決定により昭和十一年一月糖業保護に關する諸法令を公布し、他方同年三月滿期に達する「ニフアス」の無期延長を決定した。是等諸政策と世界經濟界の回復とにより爾後蘭印糖業界も漸く前途に曙光を認めたるにより蘭印當局は一方砂糖の輸入禁止及輸出特許制度を繼續すると共に昭和十二年度砂糖生産高を前年度の百萬噸より百四十萬噸に引上げるに至つた。之が爲め昭和十三年度に於ては再び其の國際的地位を回復し、玖瑪の二百六十四萬噸、印度の二百五十萬噸に對し百五十六萬噸を産し、第三位を占むることゝなつた。

第六十三表 世界砂糖産出及輸出國別比較表

備考

國別	一九〇九年—一三年		一九二五年—二九年		一九三二年		一九三七年	
	産出高	輸出額	産出高	輸出額	産出高	輸出額	産出高	輸出額
玖瑪	二、二八七	一、九九二	五、七七五	五、五四四	二、九一五	二、八九〇	三、三七四	三、〇一一
瓜哇	一、五一一	一、四一〇	三、二三八	二、六八一	二、八二一	一、六六八	一、五六八	一、二五四
比律賓	二九四	一七九	九三三	五九六	一、〇二一	一、一一一	一、一一一	九六〇
計	一九〇九年—一三年	一九二五年—二九年	一九三二年	一九三七年				

一 本表は米國商務省統計より作成す。但し一九三六年産出額は國際聯盟統計による。  
 二 單位短噸即ち二、〇〇〇封度(九〇七・一八磅)とす。  
 三 一九〇九—一三年臺灣生産高は本邦統計所載計數二九千短噸を算出の上加算し、又一九二九年日本及臺灣産出額並に一九三七年日本及臺灣輸出額は本邦輸出統計より換算す。

國名	一九〇九年—一三年平均	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三八年
日本(臺灣、朝鮮を含む)	一、四一〇	二、四六一・七	一、五〇一・六	一、二五四・一	一、一九六・六
印度(ビルマを含む)	二、二二三	三、八八九	三、九二七・七	二、七六三・四	二、六八五
香港及支那	一、〇一一	四、八六・二	九、九一	一、〇五・三	
英國	六〇二・六	三、四一・八	一、七三・〇	一、二四・七	
和蘭	一、五七	二、九三・〇	二、三九・三	三、九・八	
計	一九〇九年—一三年平均	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三八年

第六十四表 蘭領印度砂糖輸出額國別比較表

備考 單位は千噸とし、括弧内は米百萬弗とす。蘭印政府發行統計書並に米國商務省統計による。一九三八年合計額中には糖蜜を包含す。

國名	一九〇九年—一三年平均	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三八年
日本(臺灣、朝鮮を含む)	一、四一〇	二、四六一・七	一、五〇一・六	一、二五四・一	一、一九六・六
印度(ビルマを含む)	二、二二三	三、八八九	三、九二七・七	二、七六三・四	二、六八五
香港及支那	一、〇一一	四、八六・二	九、九一	一、〇五・三	
英國	六〇二・六	三、四一・八	一、七三・〇	一、二四・七	
和蘭	一、五七	二、九三・〇	二、三九・三	三、九・八	
計	一九〇九年—一三年平均	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三八年

加之蘭印の昭和七年に於ける砂糖の輸出先別量を見るに本邦への輸出量は昭和四年に於て二十五萬二千噸なりしも

のが、昭和七年には僅に四萬三千吨に激減した。印度への輸出も昭和四年に於て百一萬千吨なりしものが、昭和四年に於ては四十八萬六千吨に激減した。又支那及香港への輸出も亦半減した。其の間に立ち英國への輸出量のみは一萬六千吨より二十九萬三千吨に増進した。昭和十二年に於ては印度及支那への輸出量は益々減少せるも、本邦及和蘭本國への輸出増進により輸出總額は百二十五萬四千吨を示すに至つたが、輸出金額は僅に二千七百萬舊米金弗に過ぎざることゝなつた。蓋し印度への輸出減は印度に於ける製糖業保護の結果であり、支那等への輸出減は主として是等方面に對する本邦産品の輸出の競争烈しきによる爲めである。

護謨に付ては蘭領印度は昭和四年に於ける生産額二十五萬九千吨に上り、英領馬來の生産額四十六萬四千吨に次ぎ世界第二を占め、同年に於ける世界總生産額八十七萬六千吨に對し約三分の一を占めて居た。其後世界不況期に際し價格慘落を見るに至りし爲め英國管下の馬來、ボルネオ、セイロン等に於て生産制限を強行せるも、蘭印當局は耕作地反別の増加に對し制限を設けざりし爲め右不況期に於ても漸次生産額を増加したが、昭和九年四月英國側の要請により國際ゴム生産協定成立し、以來相場も順調に回復し、又其後米國等に於ける護謨需要増加の爲め蘭印側は國際護謨統制委員會をして昭和十年十二月三日其の基本生産割當量の増加を認めしむるに至り、其の基本割當量は昭和十一年に於て前年の四十四萬三千吨より五十萬吨に、又昭和十二年には之を五十二萬吨に増加せしむるに成功し、其の結果昭和十二年以降に於て其の産額は馬來半島と相拮抗するに至つた。斯く護謨の國際「カルテル」が砂糖の場合と異り成功を収めた所以は護謨の生産が殆ど少數の英領植民地と蘭領印度とに限られ、且つ約一億磅と推計せらるゝ蘭領印度の護謨投資約四割が英國資本であるから統制に關する兩者間の協定が容易に行はれたに因るものと思はれる。

第六十五表 世界主要國護謨（生）の産出額表

備考 本表中産出額は國際聯盟統計より採り、單位は百萬吨とす。括弧内は總額に對する百分率とす。

國別	一九二九年	一九三二年	一九三七年	一九三九年
亞米利加	四	一	一一	一六
中米諸國	一	一	三	三
南米諸國	二二	六	一七	一六
ポルネオ	一九	一一	四〇	三六
セイロン	八一	五〇	七二	六二
印度	一一	四	一〇	一六
蘭領印度	二五九 (二九・六%)	二二四 (二九・七%)	四三九 (三七・九%)	三七八 (三七・一%)
佛印	九	一四	四四	六六
馬來	四六四 (五三・〇%)	四二三 (五七・五%)	四七七 (四〇・五%)	三八三 (三七・五%)
泰	五	四	三六	四二
其他	八七六	七二八	一一五八	一〇二〇
世界總産額				

印度中には緬甸を包含す。

第三款 日蘭印通商交渉

第一次歐洲大戰前に於ける日蘭印間の貿易は本邦よりする外國輸出品が主として生絲、其の他の原料品を以てしたるが爲め其の輸出が甚だ振はず、僅に年額五百萬圓位に過ぎなかつた。之に反し蘭印よりの輸入は瓜哇特産物たる粗糖を原料糖として多額に輸入せるが爲め蘭印よりの本邦への輸入額は大正二年に於て三千七百萬圓の多きに及んだ。然るに歐洲大戰中蘭印方面に對する歐米諸國よりの製造品殊に纖維製品類の輸入激減するに至りたる爲め、之に代り

本邦より蘭印へ各種製品の輸出激増し、大正三―七年に於ける五ヶ年平均輸出額は二千八百萬圓の多きに及んだ。然るに蘭印より本邦への輸入は臺灣に於ける製糖業の發達の爲め同上五ヶ年平均輸入額二千四百萬圓に減少し、彼我貿易關係は爾來輸入超過より輸出超過に轉換した。尤も大戦後に於ても本邦より蘭印に對する輸出依然好況を呈せるも、本邦精糖業發達せる爲め再輸入糖用としての原料糖の輸入増加せるが爲め再び輸入超過となり、右現象は昭和三年迄繼續した。即ち大正一―三―昭和三年に於ける五ヶ年平均額に於て本邦より蘭印への輸出額は七千五百萬圓に對し、蘭印よりの輸入は一億三百萬圓の多きに上つた。然るに昭和四年には再び輸出超過に轉じ、本邦よりの輸出額八千七百萬圓に對し蘭印よりの輸入額は七千七百萬圓となつた。而して本邦より蘭印への輸出額は大正二年に於て本邦總輸出額に對し僅に〇・八%に過ぎざりしものが、昭和四年には四・四%に増加したるに對し、蘭印より本邦への輸入額は大正二年に五・四%なりしものが、昭和四年には三・五%に減少した。以て大戦の結果蘭印が本邦產品の輸出先として益々重視せらるゝに至りしに對し、本邦の蘭印產品の買付は漸次減少せるを窺ふに足らん。右現象は昭和五年以後世界不況期、殊に昭和六年本邦圓爲替崩落後に於て益々顯著となつた。蘭印より本邦への輸入額減少は前記本邦に於て蘭印産砂糖の購入額激減が其の主原因なるも、和蘭が昭和六年の磅下落後に於ても金本位を堅持せることも他の蘭印主産物たる石油、亜鉛、護謨等他國產品との競争あるものゝ本邦への輸入を困難ならしめた所以となつた。蓋し本邦の蘭印向け爲替相場は昭和四年には百圓に對し一一四・四一「グルデン」(又は「ギルダー」、昭和六年には一一二・二三「グルデン」(平價一一四・〇一)なりしものが、昭和七年には俄に六九・〇一「グルデン」に暴落し、其後も下落の趨勢を續け終に昭和十年には四二・〇四「グルデン」となつた。右様蘭貨に對する邦貨の漸落と逆比例し本邦の蘭印に對する貿易關係は益々本邦側に有利となつた。即ち蘭印に對する本邦の輸出超過額は昭和五年に於て六百萬圓なりしものが、昭和七年には五千九百萬圓、又昭和八年には一億〇二百萬圓に上つた。後者に於て蘭印が本邦總輸出

額の上に占むる比率は八・五%に増進したるに對し、其の總輸入額の上に占むる比率は二・九%に過ぎざることゝなつた。

第六十六表 日蘭印貿易額累年比較表

備考

一 單位百萬圓、本邦貿易統計より作成す。

二 百圓に對する「グルデン」平價は一一四・〇一とす。

年次	輸出	輸入	差額	爲替相場百圓に付グルデン
大正二年	(〇・八%)	(三七・四%)	入超 三二・三	
大正三年―七年	(二七・八%)	(二二・七%)	出超 四・一	
大正八年―十二年	(六一・四%)	(六九・九%)	入超 八・五	(大正十年) 一四四・八二
大正十三年―昭和三年	(三七・五%)	(一〇三・一%)	出超 二八・〇	(大正十三年) 一一一・三九
昭和四年	(八七・一%)	(七七・三%)	出超 八・八	一一四・四一
昭和五年	(六六・〇%)	(六〇・〇%)	出超 六・〇	一一二・四二
昭和六年	(四・五%)	(四六・一%)	出超 一七・四	一一二・二三
昭和七年	(五・五%)	(三九・七%)	出超 一七・四	六九・〇一
昭和八年	(七・一%)	(四〇・四%)	出超 一〇・一	四九・三四
昭和九年	(一五・七%)	(二九・七%)	出超 一四・〇	

九	年	一五八・五 (七・三%)	六三・五 (二・八%)	九五・〇	四三・五一
一〇	年	一四三・〇 (五・七%)	七八・二	六四・八	四三・〇四
一一	年	一二九・五 (四・八%)	一一三・五 (四・一%)	一六・〇	四四・九八
一二	年	一〇〇・一 (六・三%)	一五三・五 (四・一%)	四六・六	五一・八二
一三	年	一〇四・〇 (三・九%)	八八・二 (三・三%)	一五・八	五一・七五
一四	年	一三七・八 (三・九%)	七一・六 (二・五%)	六六・二	四八・四一

斯く日蘭間の貿易が邦貨崩落後非常なる不均衡を生ずるに至りたる所以を品別に觀察するに、本邦よりの蘭印への重要輸出品たる綿織物は昭和四年に於て其の輸出額四千二百萬圓(一億九千三百萬碼)なりしものが、昭和八年には七千八百萬圓(四億二千三百萬碼)に、又昭和十二年には八千六百萬圓(四億三千四百萬碼)に増加した。絹及人絹織物は昭和四年に於て六百萬圓なりしものが、昭和八年には千六百萬圓に、又昭和十二年には千三百萬圓に増加した。其の他綿メリヤス肌衣、硝子及硝子製品、自轉車及其の部分品、鐵釘類、ランプ及其の部分品等何れも輸出額甚しく増進した。之に對し蘭印より本邦への重要輸入品たる砂糖は昭和四年に於て其の輸入額三千萬圓(二十二萬噸)なりしものが、本邦製糖業の發達の爲め昭和八年には千三百萬圓(十三萬噸)、昭和十二年には千八百萬圓(十六萬噸)に激減した。礦油は米國産の競争を受け昭和四年に於て輸入額二千八百萬圓(輸入總額の三割)に減少した。尤も昭和十二年以後支那事變等の爲め本邦に於て其の輸入に努めたる結果同年に於ける蘭印よりの油脂蠟及其の製品の輸入總額は六千五百萬圓(輸入總額の二割二分)の巨額に上つた。其の他蘭印よりは護謨、パラフィン、ワックス、

亞鉛、「キニーネ」等の輸入額逐年増進せるも、砂糖の輸入減少を償ふに足らず、自然輸出超過の情勢は緩和せらるゝに至らなかつた。

第六十七表 日蘭印重要輸出入品表

備考

- 一 本表は本邦貿易統計より作成、單位千圓、百萬圓以上のものを掲ぐ。括弧内は數量を示す。
- 二 合計欄は輸出に付ては内國産のみ、輸入に付ては外國産のみを計上せるものとす。但し昭和十二年は總輸出又は總輸入額を掲ぐ。

第一 輸出重要品

品名	昭和四年	昭和八年	昭和十二年	昭和十四年
綿織物	四二、一八三 (一九三萬碼) (三七・八%)	七八、二八三 (四二三百萬碼) (八〇・四%)	八五、七〇四 (四三四百萬碼) (五五・八%)	五三、一五六 (三六九百萬碼)
絹及人絹織物	六四〇・二	一五、九八九	一一、六三八	九、七九四
綿メリヤス・シャツ	二、五二九	三、七九五	二、九五九	九八二
セメント	三、四四八	一、三六八	一、〇四六	一、〇四四
陶磁器	四、九二七	三、七二八	三、一〇九	二、九九二
硝子及硝子製品	一、九二七	二、六〇二	三、四三六	二、四七三
鐵針類	一	一	二、三五六	二、〇四一
磁器	一、四二二	一、六〇五	二、八一四	一、七八六
自轉車及自動車部分品 (ゴムタイヤを含む)	三、五八九	五、八六一	六、〇三九	三、一七六
箱板	一、三九九	一、二三四	一、五八八	八八五

第七章 戦後経済破綻時代に於ける本邦條約交渉

ランプ及部分品	一、二〇五	一、七二二	一、八〇一	一、〇二八
合計(内國産)	八六、六七四	一五七、四〇二	二〇〇、〇五〇	一三七、七八八

第二 輸入重要品

備考 千擔は六十噸として換算す。

	昭和四年	昭和八年	昭和十二年	昭和十四年
玉蜀黍	一、二六七	一、〇一〇	(三、〇三七千擔)	四、八五二 (九五四)
蓖麻子	三五二	一、〇一〇	二、一九三	一
タピオカ類	一、九八一	一	八三	一
砂糖	三〇、三五四 (二二〇千擔)	一、二六一九 (一三二千擔)	一七、七二四 (一六二千擔)	一、三三二 (〇・八千擔)
礫油	一〇、二七四 (八八百萬ガロン)	五、九八九 (六三三萬ガロン)	油脂蠟及同製品 六五、二九七	同上 二九、八八五
其の他	一七、九五五 (四七百萬ガロン)	一五、八二九 (六五百萬ガロン)	四八五	一
パラフィン・ワックス	三、八七三	七、六三八	二五、七七五 (二七六千擔)	一六、一七八 (二〇〇千擔)
護謨類	一、八八一 (三〇千擔)	一、〇四四 (四六〇)	一〇、二八四	八、〇四九
鐵屑	一〇、八六 (五三三五)	一、七〇五	四四	(二、六一〇) (四〇一千擔)
亜鉛	二〇	一、七〇五	四四	七二、六三四
キニ	一八九	五四六	四四	七二、六三四
合計(外國産)	七七、二八四	五五、五八四	一五三、四五〇	七二、六三四

昭和四年世界恐慌後和蘭は金本位維持の爲め不利なる貿易情勢を益々激化するに至りたるが、昭和八年六月米國議事は英國に倣ひ其の通貨切下を決議し、其の結果同七月倫敦經濟會議の決裂せる後に於ても和蘭は同七月三日を以て佛、瑞西、白耳義、伊太利、波蘭諸國と共に所謂金ブロック共同宣言を發表して金本位堅持を聲明し、之と同時に右金本位維持の必要上輸入を制限壓縮する目的を以て自由貿易主義を拋棄し、同年九月六日非常輸入制限令を公布し、本邦よりの輸入品に對し甚しき且つ差別的制限禁止を實行するの形勢を示した。即ち蘭印政府は先づ昭和八年六月セメント輸入制限令を公布し、次いで同年九月二十七日には九月六日公布の非常時輸入制限令に基き第二次セメント輸入制限令を公布し、同年十二月十二日には緊急麥酒輸入制限令を、昭和九年二月十四日には緊急織物輸入制限令を、同年二月二十八日には緊急晒綿布輸入制限令を公布した。右の「セメント」に付ては昭和八年二月彼我當業者間に私的協定を遂げ、所謂「ポーナス」制度により其の制限を緩和し、更に同年九月兩代表者間の協定により相互の出荷數量を定め、事實に於て本邦産「セメント」のみ輸入許可を得ることとなつたが、麥酒輸入割當令の實施は右目的とするところは蘭印に於ける麥酒釀造業者を保護するに在り、而して同令に於ては輸入總量を定め、其の範圍内に於て昭和七年に於ける輸入比率を基礎として各國品の輸入を許可せるに付昭和八年度に入り急激なる進出を爲したる本邦産麥酒は大打撃を蒙るに至つた。緊急織物輸入制限令に於ては「サロン」及縞綿布類の輸入に對し輸入許可總量を定めたが、和蘭本國に對しては特定の割當を許可し、他國産品に對しては自由競争に委することとしたるも、右輸入許可證は昭和五年度に於て輸入の實績を有する南社に之を與ふることとした。從て同令の實施は其の結果に於て在蘭印和蘭商社に對し多大の利益を與へるものとなつた。其後我方の主張を參酌し「蘭領印度に住居を有するものにして經濟長官に於て本品の輸入業者と認むる場合には専門委員會と協議の上各輸入業者の利益を考量し、妥當なる割合なりと判斷する數量を許可すべし」の規定に改め、本邦商社に對し適當額の輸入許可令を附與するの餘地を設けたるも、

右制限令により邦商の取扱比率は輸入許可總量の二割五分（但し昭和八年に於ける輸入実績二割五分以下なりし場合は其の実績とす）に限るものとした。晒綿布輸入制限令に於ては略々前記サロン輸入制限令に準據し、本邦輸入商社に對し總輸入許可量の二割五分を許可することとした。茲に於て本邦政府に於ては蘭印政府が本邦よりの輸入品に對し加ふべき制限禁止を出來得る丈に緩和せしめたい意向を以て昭和九年五月一日會て和蘭公使たるの經驗ある長岡（春一）前駐獨大使を首席代表とする交渉委員を「バタヴィア」に派遣し、直接蘭印總督との間に交渉を開始せしむることとした。

蓋し上記蘭印の非常輸入制限令に於ては「セメント」、麥酒、綿織物（サロン）、晒綿布等の本邦よりの重要輸出品の輸入に對し續々割當制を實施せるのみならず、右割當量は特に日本産品に對しては不利なるものがあつた。加之日本産品に對する輸入者の資格を定め、在蘭印和蘭商人に對しては有利にして在蘭印日本商人に對し甚だ不利なる規定を設けた。即ち蘭印に於て輸入を營み得る者は其の資格として組合員又は商工會議所會員たることを必要とし、且つ昭和五年に於て各商社が取扱ひ得たる輸入量を基礎として當該商社の輸入許可量を定むることとした。然るに組合員又は商工會議所會員たる有資格の本邦輸入業者は僅に三井其の他の重要商社三、四に過ぎない状況であり、且つ昭和五年の輸入取扱量を基礎とする場合に於ては其後に於て取扱量を増進せしめ得たる本邦商社は輸入許可の特典を有するを得ざることとなり、結果に於ては蘭印に於ける和蘭輸入業者を利し、本邦商社に對し甚だ不利となるものである。之より先蘭印政府に於ては本邦産綿布が餘りに低價にて輸入せられ、之が爲め和蘭本國より輸入せらるる綿布に對し甚しき悪影響を及ぼすものありとし、之を緩和する爲め日蘭兩國政府斡旋の下に日本及和蘭本國の對蘭印綿布輸出業者をして和蘭に於て會談せしめたい旨我方に提議し來つた。蓋し當時本邦より蘭印向け輸出の綿布は金貨換算に於て昭和四年の價格に比し約八分の一に軽減せられて居た。本邦側に於ては右輸出綿布價格の下落の原因は主として本

邦工場に於ける製産技術の改善の結果によるものなりと説明したるも、上記對蘭印本邦圓爲替相場が昭和四年に比し約三分の一に暴落せることも其の主要原因なることを看過することを得なかつた。参考の爲め昭和四年乃至昭和十一年に於ける蘭領印度に於ける綿織物國別輸入額の推移を示せば次の如くである。

第六十八表 蘭領印度綿織物國別輸入高表（單位 廳）

	一九二九年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
日 本	三〇、九九二	六六、七七六	六三、一三六	五二、一〇六	三三、八二二
和 蘭	二〇、八九〇	三、七三六	五、五二一	六、七五五	一一、四九六
英 國	一四、三四二	三、五六〇	二、三八七	一、九七一	一八、六六〇
其 の 他	一六、〇七八	八、九八九	六、九七四	四、三二〇	一一、〇八五
合 計	八二、三〇二	八三、〇六一	七八、〇一八	六五、〇九二	六一、九七〇
				(一〇〇.〇%)	(一〇〇.〇%)

〔註〕 Verslag van de Handelsvereniging to Batavia に據る。但し一九三六年は貿易月報に據る。

上記和蘭政府よりの提議に對しては我政府に於て之を快諾し、日英當業者會商の爲め滯英中であつた我綿業代表者をして昭和八年十二月中旬海牙に於て和蘭當業者と會談を行はしめたるも無効に了つた。依て越えて昭和九年一月和蘭政府は日本政府に對し日蘭兩國政府代表者の會議を開かんことを提議し來りたるに付我政府は喜んで之を承諾し、前記長岡大使等を蘭印に派遣することとなつたのである。即ち日蘭印會商の目的は「蘭印側の執つた各種制限措置に關し満足なる解決を計ると共に本邦蘭印間の通商關係を一層密接ならしめんとする」にあり、又「會議進行中は蘭印側に於て本邦貿易に對し不利なる影響を與ふる様な新しい措置を執らないこと」を以て會議開催の前提條件とした。

長岡代表一行は營業者團體の代表者と共に昭和九年五月中旬本邦を發し、六月三日「バタヴィア」に到着、八日より正式會商に入るに至つた。然るに日蘭會商に際しては本邦側に於て昭和八年八月日印會商の場合に於て敢行せる印棉不買の如き交渉上の武器なく、當時本邦に於て少額ながら蘭印より買付け居たる粗糖は概ね精製の上支那、滿洲に再輸出し居るものなりしを以て之を多額に購入するも單に是等支那等の市場に於ける蘭印産精糖の市場を壓迫する結果となるに過ぎなかつた、從て日蘭會商に於ては日印會商に於ける印棉の例を襲踏し、粗糖の不買を以て之を牽制するの餘地なく、其の他石油、護謨、亜鉛、玉蜀黍等の蘭印よりの主要輸入品も本邦生産原料として缺くべからざるものなるに付之が不買を試みることも其の苦痛とするところであつた。依て長岡代表は「バタヴィア」に到着早々蘭印土人に呼び掛くる聲明書を發し、蘭領印度政府に於て低價なる本邦生産品の輸入を制限禁止することは蘭印一般民衆に對し經濟上大なる不利益を齎すものなりとの點に言及した。然るに蘭印一般民衆を標的とせる聲明は何等の組織力なき蘭印一般民衆の間に所期の効果を生ぜざるのみならず、却て之が爲め蘭印當局を刺戟し、爾後の圓滿なる交渉に支障を與ふるの傾向があつた。而して我に於て日蘭通商條約の規定を楯に採り差別的輸入制限の撤廢を主張するに對し彼は本邦の異常なる通貨の暴落に對し蘭印側に於ても他の諸國の爲すところに倣ひ機宜の措置を採るの權利ありと回答し、彼我の主張は正面衝突となつた。而も會議中和蘭側は上記新制限措置を採らずとの了解に反し、更に陶磁器輸入制限令を發布し、且つ蘭印と本邦との間の航路に従事する日蘭兩汽船會社の運賃收入割當問題等をも上提し、彼我の交渉益々困難となつた。更に蘭印側に於ては交渉上の武器とする爲め新たに未晒綿布の輸入制限令を公布し、尙他の五十六品目の輸入制限令の實行をも公布するに至つた。即ち長岡代表到着後に於ても蘭印政府は昭和九年七月二十五日には陶磁器輸入制限令を公布し、同年十月二十六日より鑄鐵製フライ鍋輸入制限令を實施し、更に未晒綿布輸入制限令（昭和十年一月二十二日實施）、硝子製品、珪瑯鐵器、自轉車及同部分品輸入制限令（昭和十年一月二十二日よ

り實施）、過燐酸及其の他肥料輸入制限令（昭和十年三月一日より實施）等を矢繼早に公布した。是等輸入制限令公布毎に本邦政府に於ては在「バタヴィア」總領事をして之が緩和方に付交渉し、又是等制限令に準據し本邦に於ける輸出を統制する爲め蘭印向各輸出品に對し輸出組合を組織せしめ、例へば陶磁器は日本陶磁器輸出組合聯合會、「サロン」及他の綿織物は日本綿織物輸出組合聯合會、絹織物は日本絹織物輸出組合、其の他の輸出品は南洋雜貨輸出組合聯合會をして夫々統制に當らしむることとし、以て長岡代表の交渉を容易ならしむることとしたが、營業者側に於ては其の效なきを見て逆に陶磁器及晒綿布（土人の必要とするものにして和蘭本國其の他より輸入の途なきもの）の本邦より蘭印向輸出の積止を斷行して先方の反省を求むることとなつた。之に對し蘭印側は日本側が交渉開始當初の諒解に背き不賣同盟を爲すものなりと主張し、陶磁器に付ては之が爲め制限令を昭和九年八月三十一日より廢止せるも、他の物品に付ては假借なく彼亦交渉開始當初の諒解を無視し之が實施を斷行する等交渉の途中に於て種々の紛争を生じた。右に拘らず其後彼我代表に於て隱忍交渉を繼續したる結果、彼我の主張稍々近接した。即ち海運問題は別に民間會商を神戸に於て開催することの諒解成立し、又本邦產品の輸入禁止制限問題に付ては本邦側に於て粗糖の購入量増加を對償として之を緩和すべきことに同意した。即ち先方は昭和元年に於ける本邦購入量を基準として本邦側に對し九十萬噸の買付方を主張し、且つ右買付けの蘭印産粗糖よりの精糖は之を支那等以外の蘭印産精糖と競争なき方面へ輸出することを要すとの條件を附した。之に對し本邦側に於ては最大讓歩案として昭和八年輸入量を標準として向ふ三ヶ年間に五十萬噸を購入すべき案を提議せるも先方に於ては之に同意せず、終に昭和九年十二月二十一日の會見を最後として會商は打切れられ、長岡代表は直ちに「バタヴィア」を引上ぐることとなつた。尤も右長岡代表の引揚げ後も在「バタヴィア」越田總領事、次いで石澤（豊）總領事を、本邦側代表として引續き交渉を重ねしめ決裂の名を避くることとした。尙上記の通り昭和九年長岡代表による「バタヴィア」交渉は失敗に了れるも年餘に亘る同會商

中蘭印當局は本邦よりの輸入品に對し輸入制限令の實施を遷延せしめたる結果、同年に於ける本邦より蘭印への輸出額を維持することを得た。

昭和九年「バタヴィア」に於ける日蘭會商中の難件たりし海運問題とは如何なる性質のものなりやと云ふに、昭和六年以來和蘭會社たる「ジャバ・チャイナー・アンド・ジャパン・ライン」と本邦船舶諸會社との間に行はれたる激烈な運賃競争を緩和し、關係會社の間に協定を成立せしめんとするに在る。即ち關係諸會社は右激烈なる運賃競争の爲め何れも非常な痛手を受け、殊に關係和蘭會社の荷物積取數量は激減するに至つた。此の形勢を緩和する目的を以て昭和七年末以來關係和蘭會社と南洋郵船、大阪商船、日本郵船及石原産業海運の本邦船舶諸會社との間に運賃競争中止せられ、翌昭和八年七月十日に至り關係諸會社の間に運賃同盟締結せらるゝこととなり、更に前記「バタヴィア」日蘭會商に於ける諒解に基き昭和九年神戸に於て關係日蘭汽船會社代表者の會合を催し、積荷の割當に付協議することとなつた。同會商は和蘭側に於て「バタヴィア」會商の際政府代表間に協議せんことを要求したるに對し本邦側は之を民間協定に任すべきものなりとし、右神戸に於ける諸會社代表者の協議となつたものである。右民間汽船會社の神戸會議は昭和十年三月上旬より開催せられたが、未だ實質問題に入らざるに先ち本邦側代表石原海運の主張の下に作成せらるべき取極の正文として日本語を使用すべしとの點を固守せるにより會議は其の儘決裂した。依て本邦側四社は和蘭汽船會社に對し前記昭和八年七月十日の運賃同盟より脱退すべき旨を通告したるに付日蘭間の運賃協定は右通告より三ヶ月経過即ち昭和十年六月四日以後失効すべきものとなつた。尙本邦側に於て右脱退通告後和蘭汽船會社との競争對抗策として關係四社を合同せしめ南洋海運株式會社を組織し、爾後日蘭兩汽船會社の間に激烈な荷物積取り競争行はれたるが、右競争は本邦側の樂觀的豫想を裏切り南洋海運株式會社は却て和蘭汽船會社の爲めに蘭領印度諸港に於て次第に積荷を奪はれ、兩者船舶の貨物の積取り実績は七對三と云ふ慘狀に陥つた。其の原因は和蘭政府當

局に於て種々の干渉を加へ本邦商船に對する積取りに對し制限を加ふるに至りたるが爲めである。茲に於て南洋海運株式會社代表者は單身瓜哇に赴き和蘭汽船會社當局と折衝したる結果雙方の讓歩により協議纏り、昭和十一年六月八日新協定に署名するを得、七月一日之を實施した。該協定に於て本邦船は日本より蘭領印度向け貨物の六四・二五%を積取り、蘭印より日本向けの積荷三五・七五%を積取り得べきこととなつた。同新協定による日本側の得たる比率は日本側が當初に要求したる六八・〇%に比し甚しき讓歩と認めらるべきものであるが、上記競争期間中に於ける實績に比すれば大に我に有利なるものであり、又我方汽船會社は新協定の下に香港寄港貨物積取りをも容認せらるゝこととなつた。尙新協定締結後蘭印側の希望により運賃額は昭和八年の運賃同盟時代よりも約二割五分方引上ぐることをとした。

轉じて昭和九年十二月長岡代表「バタヴィア」引揚後に於ける蘭印當局の態度を見るに同當局は最早本邦側の意向に介意することなく、種々の本邦輸入品に對し制限を加ふることとした。即ち一切の日本産品は昭和八年の輸入量以上を許可せず、又在留日本商人は本邦輸入總量の二割五分に相當する輸入量以上の取扱を許さず、而も昭和八年度に於ける取扱実績二割五分以下の商品に對しては其の實績によらしむることを規定した。茲に於て在蘭印本邦商人の將來に於ける發展は封鎖せらるゝこととなつた。

然るに蘭印政府に於ては此の如き本邦よりの輸入商品に對し嚴格なる輸入制限を實行せる結果として、和蘭本國産品及在蘭印和蘭商人に對し有利なる結果を見ることとなりたるが、其の反動として蘭印に於ける物價を甚だ騰貴せしめ、之が爲め一般蘭印土人階級の生活上甚しき困難を惹起した。而も右日本産品の輸入制限の結果は蘭印主産物たる砂糖等の價格暴落せる際に一般日用品の騰貴となりたるに付一層彼等民衆に對し苦痛を與ふるものとなつた。斯くて金本位維持固守と和蘭本國産物及和蘭人の保護とを骨子とする蘭印の經濟政策に基く蘭印に於ける經濟不況は本邦輸

入品に對する制限強化の爲め一層激化した。結局和蘭本國と共に蘭印に於ても昭和十一年九月二十六日佛蘭西の通貨切下に追従し金の輸出禁止を行ふことゝなつた。爾後蘭印通貨は二割方下落し貿易上の逆勢を改善せしむるを得たことは既に第六十一表に於て示した通りである。茲に於て同年十月より一時中絶せる日蘭の會商は再び石澤總領事と「マンス・セイル」統計局長との間に開催せらるゝことゝなり、翌十二年四月九日日蘭印貿易協定の成立を見るに至つた。同協定成立前即ち昭和十一年八月現在に於ける輸入制限實施品目は「セメント」、麥酒、「サロン」類（雑色織物）、晒綿布、鑄鐵製フライ鍋、未晒綿布、硝子類、琺瑯鐵器、自轉車、人造肥料、電球、齒刷子、又物類、石油、ランプ、浴用タオル、綿毛布、各種織物類、衛生用陶器、陶磁器、金物類、石鹼、綿縫糸、包裝紙、自動車用タイヤ及チューブ、既成衣服類及硫酸第一鐵の諸品であり、又同協定の内容は大體(一)在蘭印本邦商社の輸入許可量は昭和八年の實績を基礎とし總輸入額の二割五分を確保すること。之が爲め從來日本品輸入の取扱條件として課したる歐洲人商業會議所に加入を要する等の制限は解除すること。(二)在蘭印日本商人の蘭印輸出組合加入問題は民間業者の自治的協定に俟ち兩國政府は之を側面的に援助すること。(三)蘭印産砂糖に關し本邦業者は優先的に出來得る丈け多く買付くこと(日本糖業聯合會の態度緩和により從來の實績に照し毎年十萬噸位ならば購入の約束をなし差支なしとの意向を示した。)の三點であつた。

上記昭和十一年六月八日日蘭海運協定及同十二年四月九日日蘭通商假協定成立により日蘭通商關係は一應安定を得るに至つた。尤も右昭和十二年の通商假協定は蘭印に於ける輸入制限制度の現状を容認するの建前であり、又和蘭通貨の下落により昭和十年を界として日蘭間貿易は漸次先方側に有利となり、昭和十一年輸出超過量は千六百萬圓に過ぎざることゝなつたが、新協定成立後の昭和十二年には輸出超過額は四千七百萬圓に回復した。(第六十六表参照)其後昭和十三年に於ては第二次歐洲大戰を氣構へ蘭印よりする歐米への砂糖、護謨、石油等の輸出増加の影響もあり蘭

印よりの本邦への輸入額は前年に比し半減せしも、本邦より蘭印への輸出亦振はざりしに付其の輸出超過額は再び千六百萬圓に減少した。昭和十四年に至りては既に太平洋戰爭開始を見込み先方に於て本邦産品の買付けを急ぎたる爲め本邦よりの輸出額は一億三千八百萬圓に増加せるも、蘭印より本邦への輸入は砂糖の輸入量が僅に八萬九千圓(八千噸)に激減せると、他の石油、護謨等の原料品に對する本邦の買付けに對しては蘭印當局に於て種々障害を設けたるに付輸入總額は七千二百萬圓に減少し、結局輸出超過六千六百萬圓の多きに及んだ。

蓋し昭和十四年九月一日獨逸軍の波蘭侵入以來日蘭印間貿易の様相は一變し、本邦は蘭印政府に對し從來の如く本邦産品に對する輸入制限の緩和に對し交渉するよりも支那事變遂行上必要とする石油、護謨等の買付けに對し其の好意的考慮を請はざるべからざるに至つた。然るに和蘭本國が昭和十五年五月十五日獨逸軍の爲め占領せらるゝに至るや甚大なる影響を蘭印市場に及ぼし、五月十八日「バタヴィア」に於ける爲替市場は閉鎖せられ、諸銀行は休業し、政府は外國爲替管理令を公布即日之を實施し、更に五月二十三日に至りては「ギルダー」通貨を米弗と「リンク」することを公表し、同二十七日に至りては在倫敦和蘭政府の通貨と一致せしむる爲め同通貨を磅へも「リンク」することゝした。尤も蘭印政府に於ては本國の喪失に拘らず依然其の中立的地位を嚴持することに努め、五月三十日蘭印政府の外相は外人新聞記者との午餐會に於て蘭印資源は獨逸以外の如何なる國にも開放されて居る旨、從て本邦との友好的經濟關係は從來と何等變るところなきのみならず、蘭領印度に關する限り和蘭政府は同盟國政府の軍事的保護を要請する意思はないと強調し、又六月三十日蘭印總督は蘭印國民參議會開院式に臨み蘭印の直面する政治的經濟的情勢に付一般報告を行つた際「蘭印に於ては本國の動靜如何に拘らず其の中立的地位を保持するの必要がある。和蘭政廳は聯合國より軍需品として其の供給方を要求せられたる物資の輸出に對しては今後嚴重監視を續ける意向であるが、日米兩國も蘭印重要産物の兩國向け輸出を増加する様要求して居る。蘭印が歐洲大戰勃發の結果減少するに至つ

た二割乃至二割五分方の歐洲向け輸出は是等日米に對する輸出の増進により代替せらるゝことゝなるであらう。又和蘭本國よりの各種商品の輸入は杜絶したが、右は太平洋諸國よりの輸入により補充せらるゝことが考慮せらるゝであらう」と述べた。

斯くの如く蘭印當局は一方英佛聯合國側及米國に對してなす軍需物資の輸送に對し出來得るだけ便宜を計ると共に、他方、日本政府の感觸を害せざることに努めた。即ち、其後昭和十六年二月四日總督令を以て輸出許可制を實施した際にも、右は専ら獨逸に對し直接間接に是等物資の輸入せらるゝことを阻止せるが爲めに行はるゝものなりと説明し、右輸出は當時獨逸軍の勢力下にありたる方面に對する輸出のみを制限するを以て要旨とした。即ち同總督令に於ては、

(一) 歐羅巴露西亞、芬蘭、瑞典、愛蘭、葡萄牙、西班牙、佛蘭西(非占領地帯)、瑞西、伊太利、希臘、ユーゴースラヴィア、洪牙利、羅馬尼、勃牙利、土耳其、シリヤ、伊太利植民地及占領地帯、チユニス、アルジェリヤ、佛領西領モロッコ、タンゼール、西領大西洋諸島、佛領葡領及西領阿弗利加、リベリヤ、マダガスカル、ルユニオン、佛領ソマリランドへの蘭印産物の輸出は一切許可を要す。

(二) 上記諸國(海峽植民地を除く)以外の國に向けらるゝ場合は錫、護謨、護謨製品、コブラ、椰子油、パーム・オイル、椰子核、ジャラク核、硬質植物纖維(サイザル、ジュート、ロセラ、アバカ)、コバル、グマル、胡椒、茶、珈琲、砂糖、ニツケル、ニツケル鑛及ニツケル含有物質其他委員會の指定する商品に限り輸出許可を必要とす。

(三) 輸出許可の有効期限は二ヶ月とす。

(四) 實施期日は、ジャヴア及「マヅラ」に於ては二月十五日、「スマトラ」、「ボルネオ」、「バリ」、「ロンボク」に於

ては二月二十二日、其の他の地方は三月一日とす。

右輸出許可令は昭和十六年二月十五日より發動されたが、三月八日に至り蘭印經濟省は同令の下に日本向け輸出商品の割當決定額を我が領事館に通告し來つた。右に依れば日本向け一ヶ月輸出割當量の主なるものは、「コブラ」一萬噸、棕油八十噸、棕實四十噸、蓖麻子五百噸、胡椒二十五噸、煙草四十噸、茶十六噸等であつた。更に五月十二日より全面的に輸入品に對し制限措置を實施したが、殆ど各種品目に對し爲替許可制限又は禁止を規定し、又依然として磅貨拂に優先權を認めたことが注目された。主要制限品目に對する爲替許可條件は左の如くであつた。

一 全面的不許可のもの、石鹼(薬用を除く)、陶磁器の内奢侈に涉るもの、鑄鐵(大型を除く)、又物(簡単なものを除く)、自動車「タイヤ」の内蘭印に於て製造可能な「サイズ」のもの、既製衣類及綿製品の内贅澤なるもの、人絹、絹、半絹製ハンカチ、玩具類、高級ランプ等の贅澤品。

二 磅貨拂のみを許すもの、衛生陶器、自動車。

三 磅貨拂を原則とし其の他の外貨拂に付ては考慮の餘地を残すもの。婦人既製服(工場値段二弗を越えないもの)、セメント、人造肥料、綿布、天鵞絨(絹製品は全然不許可)。

上記昭和十五年五月獨逸軍の和蘭占領以來蘭印政府に於て施行するに至つた經濟措置の急變に對處する爲め本邦政府としては蘭印當局の本邦向産品に對する輸出制限を出來得るだけ緩和せしむること、殊に支那事變に基く戰爭遂行上必要な護謨、石油等の本邦への供給を確保することの緊要なることを認めた。即ち此の目的を以て昭和十五年九月十二日「バタヴィア」に商工大臣小林(一三)を代表として派遣し、蘭印當局との間に交渉を開始した。本邦政府は之とは別に三井物産會社向井(忠晴)専務をも「バタヴィア」に派遣し、石油購入方に關し蘭印當業者と直接交渉せしめた。然るに蘭印當局に於ては六月三十日の總督の聲明に拘らず日本が獨伊樞軸側と同盟し居る關係上本邦側に對

して好意的態度を有し居らざることが判明し、小林代表等は殆ど手を虚うして歸朝するに至つた。依て昭和十五年十二月二十八日交渉續行の爲め芳澤(謙吉)前駐佛大使を「バタヴィア」に派遣し重要物資購入方其の他に付根氣強く交渉せしめたるも之亦其の目的を達せず芳澤代表は止むなく昭和十六年六月十八日交渉を打切り歸朝するに至つた。其後日本軍の南部佛印進駐に關連して米英が對日資金凍結を實行するや蘭印もこれに追隨して、七月二十七日正金、爪哇兩銀行間の金融協定を停止し、二十八日には在蘭印一切の本邦商社に對して資金の凍結を行ひ、同日國民參議會に於て「フアンモーク」經濟相は(一)日本と蘭印との爲替取引交換は當分停止すること、(二)日本帝國、滿洲國、支那、佛印に對する輸出は一切許可制の下に置くこと、(三)銀行は許可證の提出なき限り日本人に對して預金の受入及支拂を禁止すとの聲明を行つた。更に三十一日蘭印在留邦人の給料、事務費其の他日本人の經濟活動に關し資金凍結令の補足的規定を告示した。また、蘭印總督は陸軍當局に對し必要な場合には何時にても非常時宣言を行ふ權限を七月二十八日に賦與した。加之駐米蘭公使「ロードン」は七月二十七日ウエルズ米國務次官と會見、對日問題に付て協議を遂げた後、新聞記者團に對し、蘭印に於ては萬一の場合に際し、油田及精油施設を徹底的に破壊する準備があると言明した趣である。續いて蘭印政府は「マニラ」に於ける米英蘭三國會議に代表者を派遣する等所謂A B C D對日包圍陣の一環となつた。而して十二月八日太平洋戰爭開始せられるや、和蘭は日本に對し戰爭狀態の存在を宣言するに至つた。

日本は英米との抗争後馬來半島及米國方面より護謨及石油の獲得を得ざるに至りたる爲め是等軍需物資の供給を佛印及蘭印より確保することが絶對に必要となつた。蘭印交渉不成功に終るや、日本は機先を制して七月下旬南部佛印に軍隊を進駐せしめたが、このことは米英を刺戟して本邦に對する經濟封鎖を激化せしめ、太平洋戰爭の開始を促進したのである。即ち蘭印に於ける護謨と石油は太平洋戰爭の開始と重大なる關係あるを以て更に參考の爲め蘭印に於

ける石油の世界的地位を示せば次表の如くである。

第六十九表 世界主要國原油產出額累年比較表

備考

一 米國商務省統計より作成、單位は百萬「バレル」、<sup>1</sup>「バレル」は米四十二「ガロン」とす。  
但し括弧内は國際聯盟統計より採り單位は百萬噸とす。  
二年產額五千「バレル」以上の主要列國を掲出す。

國 別	一九一三年	一九一九年	一九三三年	一九三七年	一九三九年
米 國	二四八・四 (六四・五%)	一、〇〇七・三 (六七・八%)	七八一・八 (六〇・〇%)	一、二七七・七 (六二・六%)	一、一七一・一 (六一・一%)
ソ 聯	六二・八	一〇三・〇	一五五・三	一九九・五	(二九・五)
イ ン 印	〇・五	一三七・五	一一六・三	一九九・四	(三〇・五)
イ ン 印	一・九	四二・一	四九・五	七八・七	(一〇・四)
蘭 印	一一・二 (二・九%)	三九・三 (二・六%)	三九・〇 (三・〇%)	五二・二 (二・二%)	(七・九) (二・八%)
ル ー マ ニ ア	一三・六	三四・八	五四・二	五一・四	(六・二)
墨 西 哥	二五・七	四四・七	三二・八	四六・九	(六・五)
イ ラ ツ ク	—	(〇・一)	(〇・一)	三〇・六	(四・一)
コ ロ ン ビ ア	—	二〇・四	一六・四	二〇・一	(三・三)
ペ ル ー	二・一	一三・四	九・九	一六・六	(一・八)
アルゼンチン	〇・一	九・四	一三・〇	一六・四	(二・七)
トリニダット	二五・七	八・七	一〇・一	一五・五	(二・七)
印度 (緬甸を含む)	七・九	八・七	八・四	九・九	(一・四)
サラワック及ブルメイ	〇・一	五・三	二・四	六・〇	(〇・七)

ポ ー ラ ン ド	七・八	五〇	四・一	三・六	(〇・五)
日 本	一・九	(〇・三〇)	(〇・一六)	(〇・四%)	(〇・四%)
バ ー レ ン 諸 島	—	—	—	(一一)	(一〇)
埃 及	—	—	—	—	(〇・七)
計	三八五三	(一四八五九)	(一三〇五六)	(二〇四〇・五)	(二八四・八)
	(一)	(二〇五九%)	(一八〇・五%)	(二七二・六%)	(二八四・八)

### 第九節 佛蘭西及佛領印度支那との條約交渉

#### 第一款 佛國一般經濟情勢

佛國は第一次歐洲大戰中白耳義と共に獨逸軍の侵略を蒙り經濟上最大の打撃を受けたのみならず、大戰後に於ては豫想の如く獨逸等より賠償金を入手するを得ず、之が爲め大正十二年一月「ルール」に出兵するに至りしも其の效なく法貨は是等の事情により大戰後に於て下落すること甚しく、終に佛國政府は昭和三年六月二十五日の法律を以て舊法貨の五分の一(九〇〇位の金純量六五・五ミリグラム)に切下げ安定せしめ得た。右法貨の下落と平價の大膽なる切下げとにより昭和四年世界不況期に於ける佛國貿易情勢は他の列國に比し比較的良好であつた。即ち佛蘭西の世界貿易額に對して占むる比率は大正二年に於て七・八一%なりしものが、昭和元年には六・四二%、又昭和四年に於ても六・一九%に下降したが、昭和八年に於ては七・五九%に上昇し略々大戰前の地位を回復した。殊に輸出に於ては歐洲大戰前に於て世界總輸出額に對し八・三五%に相當せるものが、昭和八年に於ては八・九二%に上昇した。尤も右貿易額の好轉は佛國に於て「ヴェルサイユ」講和條約により「アルサス・ローレン」の工業地帯を回復し、又

「ザール」炭田を占有するに至りし關係もあるのである。(但し人口數は佛本國に於ける人口の増加殆ど止みたるに付「アルサス・ローレン」を加算するも、其の總數は大戰前の一九一一年(明治四十四年)の調査に於て三千九百六十萬人なりしものが、大戰後の一九三一年(昭和六年)に於て四千八百八十萬人に増加したるに止り、獨逸が一九一〇年に於て五千八百四十五萬人のものが、一九三三年の調査に於て六千六百萬人に増加せるに比し甚だ遜色あるものであつた。)然るに其後昭和六年に至り英國、日本等は金本位より離脱し、米國も亦昭和九年之に追從するに至りしのみならず、昭和八年の倫敦經濟會議決裂後英帝國諸邦は「オタワ」經濟會議の結果として其の「ブロック」的色彩を濃厚にし、米國始め諸外國に於て經濟國家主義的政策は益々強化せられたるに因り、從來佛國が占有したる通貨下落による有利なる地位は失はるゝに至り、佛國の占むる世界總貿易額の上の比率は昭和九年には六・七六%、昭和十年には六・〇一%、昭和十一年には五・六八%に下降し、其の極同年九月二十五日には再び法貨に對し三割見當の切下げをなし、一法(金純分を九〇〇)の重量を四九・四三「ミリグラム」とした。尤も其後に於ても依然佛國の世界總貿易の上に占むる比率は改善せられず、昭和十二年には四・九六%、又昭和十三年には四・七三%に下降した。

第七十表 佛國及印度支那の世界總貿易額に對する比率累年比較表

備考 本表は國際聯盟統計及米國商務省統計より作成す。

年次	佛 國		西 印 度		支 那
	輸入	輸出	輸入	輸出	
一九一三年	八・三五	七・二四	七・八一	〇・三三	〇・二七
一九二六年	六・二二	六・六三	六・四二	〇・三〇	〇・三六
一九二九年	六・四一	五・九五	六・一九	〇・二八	〇・三一
一九三二年	八・四四	六・〇八	七・三一	〇・二七	〇・二九